

令和4年 教育委員会第13回定例会 会議録

日 時 令和4年7月26日（火）

午後3時00分～午後3時46分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【指導課】

(1) 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

第 2 協議

【指導課】

(1) 令和5年度使用 特別支援学級用教科用図書採択【秘密会】

(2) 令和5年度使用 中等教育学校（後期課程）教科用図書採択【秘密会】

第 3 報告

【指導課】

(1) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（6月）

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（8月5日号、同月20日号）

出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育長職務代理者	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭
教育委員	佐藤 祐子

出席職員（11名）

子ども部長	亀割 岳彦
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
教育政策担当課長	原水 珠代
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	湯浅 誠
子育て推進課長	小阿瀬 広道
児童・家庭支援センター所長	吉田 啓司
学務課長	大塚 立志
指導課長	山本 真

主任指導主事	田中 博
--------	------

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務主査	高橋 祐樹

堀米教育長	<p>開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染予防のため、傍聴は隣の教育相談室に備えているテレビモニターで行っていただきますので、ご承知おきください。</p> <p>ただいまから、令和4年教育委員会第13回定例会を開会します。</p> <p>本日、教育委員は全員出席です。</p> <p>今回の署名委員は、長崎委員にお願いします。</p> <p>議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員の点呼を、子ども総務課長、お願いします。</p>
子ども総務課長	<p>はい。子ども総務課長です。</p> <p>本日、幹部職員のうち議場出席しておりますのが、子ども部長、教育担当部長、そして私の、子ども総務課長と指導課長、主任指導主事です。</p> <p>オンライン出席している幹部職員は、私が職名を呼び上げますので、返事のほうをお願いいたします。</p> <p>それでは、読み上げます。</p> <p>教育政策担当課長。</p>
教育政策担当課長	<p>はい。教育政策担当課長、原水です。よろしく申し上げます。</p>
子ども総務課長	<p>子ども支援課長。</p>
子ども支援課長	<p>子ども支援課長、湯浅でございます。よろしく申し上げます。</p>
子ども総務課長	<p>子育て推進課長。</p>
子育て推進課長	<p>はい。子育て推進課長、小阿瀬です。よろしく申し上げます。</p>
子ども総務課長	<p>続いて、児童・家庭支援センター所長。</p>
児童・家庭支援センター所長	<p>はい。児童・家庭支援センター所長、吉田です。よろしく申し上げます。</p>
子ども総務課長	<p>学務課長。</p>
学務課長	<p>はい。学務課長、大塚でございます。よろしく申し上げます。</p>
子ども総務課長	<p>九段中等教育学校経営企画室長。</p>
九段中等教育学校経営企画室長	<p>はい。九段中等、大塚です。よろしく申し上げます。</p>

子ども総務課長 以上のおりの出席状況でございます。
 なお、子ども施設課長は所用により欠席でございます。よろしくお願
 いたします。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。
 本日の議事日程をご覧ください。日程第2、協議事項の2件につしまし
 て、いずれも意思形成過程のため、地方教育行政の組織及び運営に関する
 法律第14条第7項の規定により、秘密会として取り扱わせていただきた
 いと思っておりますので、決を採ります。
 まず、令和5年度使用特別支援学級用教科用図書採択について、秘密会
 で取り扱うことに賛成の教育委員は挙手をお願いします。
 (賛成者挙手)

堀米教育長 はい。ありがとうございます。
 全員賛成ですので、本件につきましては会議の最後に取り扱わせていた
 だきます。
 次に、令和5年度使用中等教育学校(後期課程)教科用図書採択につ
 て、秘密会で取り扱うことに賛成の教育委員は挙手をお願いします。
 (賛成者挙手)

堀米教育長 はい。全員賛成ですので、本件につきましても会議の最後に取り扱
 わせていただきます。

◎日程第1 議案

指導課

(1) 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

堀米教育長 それでは、日程第1、議案事項に入ります。
 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則につ
 きまして、指導課長、説明をお願いいたします。

指導課長 はい。指導課長です。それでは、私からは議案第20号、幼稚園教育職員の
 特殊勤務手当に関する規則の一部改正をする規則について、資料に基づき説
 明をさせていただきます。
 資料を変更いたします。こちらの資料をご覧ください。
 1、趣旨ですが、既に条例改正済みの東京都等との均衡を図るため、教員
 の特殊業務手当の改正を行うものとなります。このことによりまして、都
 の職員である小・中学校の教員に合わせ、区の職員である幼稚園の教員につ
 いても同様の扱いとなります。
 2、改正内容といたしましては、教員特殊業務手当の非常災害時等の緊急
 業務について日額を改正するものとなります。
 具体的には資料の2、改正内容の表のとおりでございますが、上限額を教
 員特殊業務に従事した日1日につき、従来までの6,400円から1万6,000円に
 改正するものとなります。

3、改正する規則は、幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則となります。

4、新旧対照表につきましては、先ほどご覧いただきました別紙のとおりでございます。

5、施行期日は令和4年4月1日からとなります。

6、改正後の取扱いといたしまして、常勤職員は遡って本規則の適用を得ることとなります。

なお、非常災害時の緊急業務が発生した場合の会計年度任用職員の取扱いにつきましては、超過勤務手当を支給することで対応することとなります。

本件についての説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

ご質問等ございましたらお願いいたします。本件は議案ですので、後に採決を採ることになります。

ご質問のほうはよろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

それでは、議案ですので、採決を採ります。

賛成の教育委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

全員賛成により可決されました。

◎日程第3 報告

指導課

(1) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告(6月)

堀米教育長

それでは、日程第3、報告事項に入ります。

いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長

指導課長です。それでは、私から、令和4年6月のいじめ、不登校、白鳥教室の状況について報告をいたします。

まず、いじめにつきましては、6月の新規は1件、5月からの継続が9件、解消が1件となります。

新規いじめの対応につきましては、たたかれたり蹴られたりする事案が1件となります。

解消につきましては、いじめ防止等のための基本的な方針にのっとり、状況を確認した後の解消が1件となります。今後も各学校においては、いじめの定義に基づき確実な認知を行い、早期発見、早期対応ができるよう働きかけてまいります。

続いて、不登校です。4月からの欠席、出席停止日数の合計が30日を超え

たのは、小学校が23名、中学校が31名の計54名となります。5月末からの減少1名につきましては、その理由が不登校を理由とするものではなく、病気による欠席の変更に伴って減少したものととなります。各学校に対しまして、登校していない児童・生徒に対して確実に連絡を取り、本人や家庭の思いを尊重しながらサポートしていくよう依頼をしているところでございます。

最後に、白鳥教室の利用状況についてです。6月の新規登録者数はゼロ、先月6月の利用者数は13名でございます。6月末までの新規登録者数はゼロとなっておりますが、7月に入りまして通室面談が数名行われているというふうに聞いております。1学期末には20名を超えるのではないかとというふうに予想しているところでございます。この20名を超えるというところになりますと、昨年度の同時期14名というところでしたので、昨年度を大幅に超えるものとなります。今年度もより丁寧な対応が必要となると認識しております。白鳥教室が通室児童・生徒の居場所となるよう、今後も本人と定期的に面談を行うとともに、各学校と児童・生徒の情報共有をしながら、保護者とも連携して進めていけるようにいたします。

本件についての報告は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

6月末の報告ということでありました。7月末の報告ではまた前回と比べたりと、かなり細かいご質問もあるかというふうに思います。

これについてはどうでしょうか、よろしいでしょうか、何かご質問があったら。

金丸委員。

金丸委員

白鳥教室の件なのですけれども、先月の登録者数と今月登録数が、数が同じですよ。これというのは、要するに先月登録した人は今月も全員登録したというふうに読めばいいのでしょうか。

指導課長

はい。おっしゃるとおり、5月末の登録者数はそのまま6月末も登録継続、6月中の新規登録者がいなかったというふうにお捉えいただければと思います。

金丸委員

もう1点、不登校者数なのですけれども、何となくイメージとして、前より増えているかという感じがあるのですけれども、実際はどうなのでしょう。

指導課長

指導課長です。

不登校者数につきましても、昨年度末の時点で100人強というところでした。まだ年間半分を超えていないところで50名を超えているということを見ると、若干増加傾向というふうに捉えられるかと思えます。

金丸委員

この増加傾向の原因として、特にこういうのが原因になりますというのがありますでしょうか。

指導課長

指導課長です。

不登校の理由につきましては、一人一人それぞれ理由が異なるところもありますけれども、やはり経年で多いのは無気力、不安というようなところが

堀米教育長

多いかというふうに捉えておりますので、その辺りが増加しているというふうにも考えているところです。
よろしいでしょうか。
また、次回、何か特に特徴的な原因がまた分かったらご報告をお願いいたします。

◎日程第4 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(8月5日、同月20日号)

堀米教育長

それでは、日程第4、その他事項に入ります。

教育委員会行事予定表並びに広報千代田(8月5日号、同月20日号)につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長

子ども総務課長です。

教育委員会行事予定表につきましては、そこに示してありますとおり、7月26日から9月6日まで予定のほうを落とし込んであります。8月の第2週の火曜日のほうは教育委員会の定例会はございませんので、お間違えないようお願いいたします。夏休み期間中ということもあり、教育委員さんの活動も少し減っているような状況にあります。9月に入りましたら、また活動が増えてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、広報千代田8月5日号でございます。こちらは、1面については防災対策というところで載る予定でございます。子ども部からは3件です。児童・家庭支援センターからの「親と子の絆プログラム」ノーバディーズ・パーフェクトとACT(アクト)すこやか親子講座について。学務課からは、中学校卒業程度の認定試験が載る予定でございます。そのほかは文化振興課、生涯学習・スポーツ課からの記事となっております。

続きまして、8月20日号の広報原稿一覧でございます。こちらについては子ども部からは1件で、先ほどの「親と子の絆プログラム」のうちのベビママの会というのが載る予定でございます。そのほかは、文化振興課、生涯学習・スポーツ課からの記事となっております。

広報が発行された暁には内容のほうをご確認いただきたいと存じます、説明は以上です。

堀米教育長

教育委員会行事予定表並びに広報千代田について、何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

金丸委員

1点だけ。

堀米教育長

はい、どうぞ。

金丸委員

8月5日号の3番というのが、中学校程度の認定試験というのがありますけれども、これは神田一中の通信とは全く別の制度だというふうにお聞きしてよろしいのでしょうか。

堀米教育長 学務課長、お願いします。
学務課長 はい。学務課長です。
こちらは委員ご指摘のとおり、全くの別の認定制度だというふうにご認識
いただいて結構でございます。

堀米教育長 よろしいですか。
金丸委員 ありがとうございます。
堀米教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。
(なし)

堀米教育長 はい。それでは、教育委員さんからの情報提供ということで、では、長崎
委員からお願いします。

長崎委員 先週の多分木曜日ぐらいに、この前、話があったグローバルキッズのニュー
ース報道をテレビでやっていて、前回のお話では、区としての対応はまだ案
というか、こんな感じで考えているという内容だったと思うのですけれど
も、その後何か進展があって決まったりしたかどうかを教えてくださいたら
と思います。

堀米教育長 では、子育て推進課長でよろしいですか。よろしくお願いします。
子育て推進課長 はい。子育て推進課長です。
前回、6月28日の教育委員会でご報告をさせていただきましたグローバル
キッズ社への措置案の状況について、進捗の状況をご報告させていただきます。
ご報告した案のとおり措置をすることで、決定をしております。具体的
には、補助金の返還、違約金の加算、新規整備の参入停止、区の会議委員から
の除籍、除名。失礼いたしました。さらに本部への特別指導検査の実施をす
る予定でおるところでございます。先日これらの措置を行っていくことを本
部と現場の園長さんに口頭で報告をしているところでございます。
この中で、区の会議委員からの除籍、除名についてですが、せんだって園
のほうから、委員の辞任、委員の辞退退職願が提出されましたので、こちら
辞退を認める方向でおるところでございます。このほか、補助金の返還です
とか新規整備の参入停止などの措置につきましては、具体的なことについて
はこれからとなりますけれども、返還をさせる額ですとか参入停止の期間、
こういったことを決定し次第、本部に通知し、実行をしていく予定でござい
ます。それと特別監査につきましては、既に都が実施をしていることと、そ
の後、適正な配置を行っていることから、今すぐ行う必要も少ないとの判断
から、今後、抜き打ちのチェックなどを行って、今回のような事態にならな
いよう、こういったことを行っていきたいと考えてございます。
進捗状況については以上でございます。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。
それでは、何か、よろしいでしょうか。どうぞ。

長崎委員 新規の参入の禁止というか、それは期限を設けるものなのですか。どうな
のですか。

堀米教育長
子育て推進課長

はい。それについていかがでしょうか。
子育て推進課長です。
期限を設けて行っていく予定でございます。現状では新規参入の枠で、3年間こうした停止とかがないことというところがありますので、今のところ3年間を期限として停止をする予定で考えているところでございます。

長崎委員
堀米教育長

ありがとうございました。
この件についてはよろしいでしょうか。
(なし)

堀米教育長

はい。
では、俣野委員から2件ほどありますか。俣野委員、お願いします。

俣野委員

7月7日に、読売新聞に、ヤングケアラー、港区独自として調査しているのですけれども、千代田区の場合は、今これは福祉関係の対象かもしれないのですけれども、子どものことですのである程度把握されているのでしょうかということです。千代田区の中でのヤングケアラーの実態です。

堀米教育長
俣野委員

あとは、もしほかにもあったらまとめてお願いします。
はい。
あとは、PTAの全国組織というのが今なかなか難しい状況になっているようですけれども、区内において、PTAに対する保護者からのいろいろなご意見ですとか、そういったものは見られるものでしょうか。

堀米教育長
俣野委員

はい。その2点でよろしいのですか。
はい。

堀米教育長
子ども総務課長

はい。では、PTAのほうから、大谷課長。
千代田区のPTA活動の現状ですけれども、保育園・幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校とあるのですが、幼稚園については都の協議会のほうに加入していますし、小学校のPTAも個別に連合体という形でなくて加入をしています。ただ、中学校、中等教育学校のほうは都の協議会のほうには参加はしておりません。それで、全国協議会のほうを脱退したことにおける影響ですけれども、千代田区の小学校のPTA会長会とかはそんなに東京都の協議会のほうに参加をしているような状況ではないところですので、特段それが退会されることによってすごく影響があるというようなことは伺ってはいない状況です。ただ、個別のPTAの活動として、おのおのしっかり活動してきているという状況になってございます。
日本PTA全国協議会からの退会によるデメリットとしては、保険への加入、個人情報漏えいの補償制度ができなくなるというところですが、そちらのほうは東京都が個別にそういったパッケージのものに加入できるような仕組みを整えるというようなことも伺っております。そういったことで、その退会に伴うPTAの活動への支障に対することへ、千代田区教育委員会に介入してくれという働きかけはないような状況となっております。

俣野委員
堀米教育長

ありがとうございました。
では、もう1つヤングケアラーについては、児家センの吉田所長、お願い

児童・家庭支援センター所長

します。

児童・家庭支援センター所長の吉田です。

ヤングケアラーと呼ばれるようなご家庭に関する、例えば虐待ですとか、子どもの養育が困難に直面しているでありますとか、そういったような問題があったときに、私どものほうでそういった情報をキャッチしましたら、その各ご家庭の状況を把握して、ヤングケアラーと呼ばれるようなご家庭もあるというふうに認識しております。ただ、網羅的に調査をして、では区内に何件ぐらいそういったご家庭があるかということまでは私どもつかんでいませんけれども、いずれにしましても、そういったようなご家庭がありましたら、区役所内の関係部署ですとか関係機関と連携して必要な支援を行っていくというところで対処しているところでございます。

現状は以上のとおりです。

俣野委員

現状では対象になる家庭というのは、区内においてははないという認識でよろしいですか。

児童・家庭支援センター所長

何件ということまで正確な数字というのは把握していないのですが、いろいろな相談員に聞きますと、要は関わっているご家庭の中で、どうもお子さんが親御さんの何らかケアをしているであるとか、そういったようなご家庭は、やはりそれはあるにはあると。なので、そういったところが、何というのでしょうか、ヤングケアラーですというところで何か定義づけというのでしょうか、そういったものを我々は明示的にしているところでもないのですが、世間でいうところのそういったような状況にあるご家庭というのは区内にもあるのではないかとこのように認識しています。

以上です。

俣野委員

ありがとうございました。

堀米教育長

よろしいでしょうか。

俣野委員

はい。

堀米教育長

指導課長。

指導課長

指導課長です。

ヤングケアラーのことにしまして、私もこの新聞を拝見したときに港区のほうに確認させていただきました。その時点で、港区といたしましては、調査を秋に実施するので、現在、質問項目を取りまとめて検討しているところだというようなご回答を頂きました。本区といたしまして、港区に対しまして、可能な範囲で質問項目ですとか結果について情報提供いただければというようなことをお願いしているところでございます。

また、千代田区においては「千代田学」というような制度がございまして、今年度、区の助成を受けて大学のほうでヤングケアラーについて、子どもたちや可能な範囲で教員にも調査をするということになっております。その中で必要に応じまして、教育委員会としても必要な質問項目等を盛り込んでいただくということもお願いをしているところでございますので、そこについても今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

侯野委員 ありがとうございます。

堀米教育長 よろしいでしょうか。

侯野委員 はい。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

金丸委員 では、金丸委員のほうから、お願いします。

金丸委員 いずれも皆さんが努力するかしないかの問題ですが、1つは7月13日の日本経済新聞に、高校の「公共」という新しい科目に関して、政治や法律といった社会制度の理解を踏まえた議論する力の育成が科目としての目標になっており、授業にも生徒同士の活発な討議を盛り込む必要がある。だけれども経験豊富な教員は少ない、というようなニュースが載っていたのです。

私がそれを見て何を考えたかという、高校で初めて習うのでは駄目で、少なくとも中学の1年からはそういう授業があって、そして高校につながっていかないと、この科目の意味が非常に薄れるだろうと思っていて、多分実際に区立中学校でも折に触れては教えていると思うのですけれども、教えるについて、要するに九段中等教育学校の高校の公共の先生と、それから区立中学校のそういうものを教える社会科になるのでしょうか、先生との何か研究会みたいのができたらいいなというふうに思いました。また、いいだけではなくて、それが肝要になってくるのではないかというのが私の意見です。

それからもう1つ、7月16日のNHKの朝7時のニュースで、18歳から裁判員に選任される可能性が来年度からはあるということで、そうだとすると、そのための公教育というのはやはり喫緊の課題でしょう。これも高校になってからやったのでは遅いので、中学校からやはりやらなければいけないのではないかと。その辺の教育の今の現状はどうなっているのだろうかということで、いずれも高校に対してのニュースですけれども、中学校からやはりやらなければいけないのではないかとこの感じを私はもっています。それについて、今現状はどうなっているかということをお教えいただきたいと思えます。

堀米教育長 はい。2点ございました。高校の「公共」という、後ほどそこに教科書がありますから、どうぞ見ていただければというふうに思うのですけれども、「公共」についての授業、これについて、1番についてと2番について、指導課でよろしいですか。

指導課長 はい。

堀米教育長 では、指導課長、お願いします。

指導課長 指導課長です。

ご質問いただきました高校の「公共」の授業ということですが、この授業に関しましては、公民科の科目の1つということで設定されていると。一、二年時のうちに全生徒が履修するというような内容になっているかというふうに把握をしております。また、その「公共」という学習の目標と

いたしましては、お話しいただいたとおり、合意形成や社会参加を視野に入れながら、構想したことを議論する力を養うというような目標も入っております。その一方で、今の子どもたち、高校生に限らず、子どもたちに求められている力というところは、これまでもいろいろなところで話に出ております、主体的、対話的で深い学び、個別最適な学び、協働的な学びというところで、こちらも、いずれにしても、議論、対話というようなところの力が求められているというふうに認識をしております。

ご指摘いただきました、現状では、九段中等教育学校の公共の先生が中学校の社会の先生にというようなシステムにはなってございませんが、子どもたちに今申し上げたような力を身につけるためには、高等学校のみならず小学校、中学校での垣根を超えて教員の指導力というところは必要になってくるというふうに考えているところです。

頂きましたご意見も参考にさせていただきながら、今後の研修会の在り方ですとか、そういったところも改めて検討していきたいというふうに思っております。

金丸委員

はい。よろしく申し上げます。私がそういうことを感じているのは、実はもっとある意味で大きくて、日本の政治を見たときに、日本の今の政治家たちの行っていることが民主主義とは全く違っていて、民主主義というのは、少数の人の意見の取れるところは入れて、よりいいものをつくっていくというのが、それが本来の民主主義の考え方なのです。今の政治はそうではなくて、自分の意見をばんと出して、数で押さえてしまう。それでは駄目なのだとすることを小学校のうちから育てなければいけないと。たしか麴町中学校でもそういうふうな教え方をしていますけれども、そういうのを早めに早めにやはり子どもたちに与えて、今のそういうような大人のやり方では駄目だということをやはり子どもたちに十分理解してもらわなければいけないのではないかとこのように私は思っています。

指導課長

おっしゃるとおり、授業の在り方についても画一的な押しつけ型の授業ではなく、子どもたちから議論を引き出す、考えを引き出すというようなのが主流になっている昨今ですので、教員にもそういった子どもたちが身につけるべき力を身につけられるような教員の力を身につけていきたいというふうに考えております。

金丸委員

よろしく申し上げます。

堀米教育長

あと、次に、18歳からの裁判員に選任される可能性があるということで、法に関する教育です。これについてはどうでしょうか。

指導課長

指導課長です。引き続きお話しさせていただきます。

成年年齢18歳に引下げというところで、これまで以上に、小学校、中学校、中等教育学校の法教育の充実が求められているというのはおっしゃるとおりのところでございます。

まず、小学校におきましては、第6学年で社会科等を通しまして政治の仕組み、法に関する学習に取り組んでおります。また中学校では、社会科の学

ぶべき3つの分野の中の1つが公民的分野というところで、これは基本的には3年生で年間100時間の学習をしております。その中で民主政治、政治参加等々の学習もしているところがございます。高校段階のみならず小学校、中学校からこのように学習しているというところもございますが、引き続き各学校では適切に指導ができるように、指導課訪問ですとか、教育課程説明会等々でも指導・助言をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

金丸委員

私の感覚は、さっきの政治の問題と同じですけれども、特に裁判員になると、要するに風を読んで、何となくみんなこういうことだなというのでそれに流れてしまうという日本人の傾向がありますので、それでは駄目で、自分の意見で物事を見て判断して結論が出せるという、そういう子どもたちをつくらなければいけないので、そういう意味で非常に危機感を持っています。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

自らしっかり判断をできる大人に育てるのが我々のこれからの狙いだというふうに思います。今日も大綱の話をしましたけれども、それをまた教育ビジョンに落とし込んで、そういう子どもたちをこれから育てていきたいというようなことにもつながるかというふうに思っております。

それでは、以上で。

俣野委員

すみません。1つだけ、聞き損なってしまいました。

堀米教育長

俣野委員、どうぞ。

俣野委員

すみません。7月14日の日経新聞に出ていたのですけれども、これはテーマは子どもの肥満が減少しているということですが、その中で、先日もちょっとお話ししたのですけれども、視力の低下に歯止めがかかっていないと。裸眼視力1.0未満の中学生の割合が初めて6割を超えたという記事があるのですけれども、これはICTがやはり発達してくると、だんだんやはり、画面を見ている時間とか、あるいは家庭でゲームをしている時間とか、そういうのが増えてくると、視力の低下というのは避けて通れないと思うのですけれども、何らかの形で視力の低下を少なくするような、何かトレーニングか何かというのは考えられないのでしょうか。

堀米教育長

これは学務課長、お願いします。

学務課長

はい。学務課長です。

まず、今、委員のご質問の、千代田区の児童・生徒における定期健康診断における裸眼の視力測定結果について、まずお話をさせていただきます。

コロナ禍になる前の令和元年度、この定期健康診断の結果によりますと、裸眼の視力1.0以上のまず小学校の児童が約57%、それから中学校、中等教育学校前期課程の生徒につきましては約45%が裸眼視力1.0以上ということでございます。ということで、新聞によりますと、中学生の6割以上が1.0未満になったというよりは、当区の現状はよいという形になります。

そして、昨年度の、コロナ禍になってから、令和3年度の健康診断の結果でございますが、小学校の児童が約50%、それから中学校、中等教育学校の

前期課程の生徒が約52%ということで、これは小学生が若干視力低下が進んだと、数値的には、若干ではございますが見て取れる。逆に中学生は若干改善というか、数値的には視力低下が収まったというか、逆に少し上向いたという今現状がでございます。

それで、この視力低下についての対策ですけれども、こちらについては、なかなか、私、学務課として今日言えるのは、そんなに日常生活の中で特効薬的な対策というのはなかなか難しいです。これはいろいろと学説的にもいろいろなことが言われていますが、まずもって、基本的、日常に児童・生徒に対策として行うべきことといたしまして、まずコロナ禍で生活習慣が大きく乱れている傾向があります。というのは、コロナ禍前の学校生活においても家庭生活においても、環境が大きく変化したところがございます。そして、それによりまして、まず規則正しい生活、コロナ禍の中においても、まず一番やらなければいけないのは規則正しい生活。そして、とかくひきこもりになりがちで、このコロナの、今、感染拡大なのでそこは十分留意しなければいけないのですが、外に出るなどの適切に気分転換をする。それから学びのときや、それから家で生活しているときも姿勢を正しく取ると。それから、今、やはり1人で過ごす時間が多いので、児童・生徒においてはきちんと目にも休息を与えるということです。これは、今、学校生活においても、特に今1人1台タブレット、PCなどを扱っている、学校生活でも家庭でもそういった環境にありますので、学校生活においても、それから家庭においても、きちんと規律正しい生活、特に、今、ゲームなどをやる児童・生徒が相当数、ほとんどだと思っておりますが、きちんとしたルールを定めて、それを守る。きちんと学校においても家庭においても、大人がそれを見守っていくということが対策として一番肝要なことというふうに認識しております。

よろしく願いいたします。

俣野委員

ありがとうございました。

日本人というのは元来やはり近視の、要は眼鏡をかけている人が非常に多い、欧米の人に比べて。ですから、これは本当にこういう形でICTがどんどん発達していった画面を見るタイミングが長くなってくればくるほど、やはり目に対する負荷というのがかかってくると思っておりますので、日常の中でそういう啓蒙活動というのですか、そういったものをぜひしていただけたらありがたいなというふうに思いますけれども。

指導課長

よろしいですか。

堀米教育長

学務課長、まだありますか。どうぞ。

学務課長

はい。今、委員おっしゃったとおりで、これから指導課長が補足でご説明いただくとお思いますけれども、やはり学校だけではなくて、家庭、常にそういったことを意識して日常生活を送ることが一番大事ではないかというふうに考えております。ありがとうございます。

堀米教育長

はい。

では、指導課長、お願いします。

指導課長

はい。指導課長です。

この視力の問題と1人1台タブレットの問題がよく関連性があるというふうなところで論調されることもありますけれども、一概にそうというふうに決めつけることもなかなか難しいというふうに私自身は思っております。

この視力の問題については、コロナ禍により家庭にいる時間も増えてきたというところ、1人1台タブレットだけではなくて、ゲームですとかスマホを操作する。いわゆるスクリーンタイムという時間も伸びたということが視力低下につながったというふうなところもあろうかというふうに思っております。

一方で、区から貸与している1人1台タブレットに関しましては、学校でもきちんと学校ルールというのを定めております。また、学校経由で家庭にも家庭のルール、何時までとか何時間とか、それぞれの家庭に合ったルールを設定するように依頼をしているところでございます。1月の保護者向けのアンケート、この「家庭でのルールを策定していますか」というようなアンケートについては、84%の家庭が設定しているというふうなご回答を頂いたところでございます。これが多いか少ないかという判断の基準はそれぞれかもしれませんけれども、教育委員会としては、学校としては、引き続き家庭のルールの確実な策定と声かけをお願いしていくというふうなところでございます。

以上です。

堀米教育長

はい。

ほかにございますでしょうか。

金丸委員

この件に関しては結構見方が難しく、多分タブレットだけの問題ではなくて、それ以上に私の経験則から言えば、遠くを見ることがなくなったことが大きな原因ではないかと思うのです。すごい近視眼的に近いものしか見えない生活が続いていて、遠くを見るという機会がどんどん減っている。それが実はベースにあるのではないかというのが、医学の立場からではないですけれども、多分昔から取りあえず目が疲れたら目を休ませる、遠くを見なさいと言っていた。そういうことがあまりなくなってきたのではないかという気がいたします。

堀米教育長

今、ICT活用については何十分やって何十分休むとか、そういったのを学校のほうでやっていますか。どうでしょう、指導課長。

指導課長

指導課長です。

学校では、基本的には例えば30分使ったら目を休めるとか、丸々45分、50分の1単位時間の授業ですと使っているというのはそれほど多くないと思いますので、前半の15分ですとか後半の15分ですとか、30分使ったら休めるですとかというところに対応しているかというふうに認識しています。

堀米教育長

よろしいでしょうか。

俣野委員

はい。ありがとうございました。

堀米教育長

学務課長、すみません。今ではなくていいので、令和2年度のこの7%上

昇したというのはいずれのだけども、本当かという気があるので、いわゆる標本が3分の2が違っているからあり得るのですけれども、令和2年が中学校はどれぐらい上がっているのかというのをちょっと、またその辺の原因がまたつかめれば、いいほうの原因ということで、今日ではなくていいですので、ちょっとその辺もまた教えていただければと思います。

学務課長 はい。承知いたしました。学務課長です。

金丸委員 うがった見方ですけれども、目の悪い子たちが多い学年が卒業したら上がる可能性もある。

堀米教育長 その辺が学年によってそれだけ違うかどうかというのもあるので、小学校がこれだけ下がっていると、当然それが上がっていくと数字的には下がるのが普通なのかと。どういう原因で上がったのかというのはちょっと気になるところです。いずれにしても、視力の低下については、やはり家庭にも啓蒙する必要があるのかというふうに思っております。

その他、ほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 それでは、ちょっと準備がありますので、5分ほど休憩を挟みまして、秘密会を行いたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

(了承)

堀米教育長 では、ちょっとご休憩ください。その間にご準備をお願いします。

(休憩)